

第 2 4 0 号 答 申

第 1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成26年10月 8日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

実施機関が保有している情報のうち、監察医務における、中毒死・自殺の血中の薬物を検出したデータ、中毒者・自殺者の薬物血中濃度、中毒者・自殺者の血液検査、心臓疾患や肺炎といった身体疾患で亡くなっている方のうちの薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ、その他、薬物で亡くなった方の監察医務結果全て。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否の部分については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

2 同月23日、実施機関は、本件公開請求に対して、下記(1)の行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、下記(2)の理由により非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 本件行政文書

監察医務における、中毒死・自殺の血中の薬物を検出したデータ、中毒者・自殺者の薬物血中濃度、中毒者・自殺者の血液検査、心臓疾患や肺炎といった身体疾患で亡くなっている方のうちの薬物中毒者のデータ、検出された医薬品のデータ、その他、薬物で亡くなった方の監察医務結果全て

(2) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件公開請求に係る行政文書は、通常他人に知られたいと認められる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められるため、非公開とします。

- 3 同月27日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消して、本件行政文書を全部公開するとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

ア 本件行政文書には、個人の氏名等が記載されていると推測されるが、その箇所のみ黒塗りにした上で残りの薬物関連の情報を公開することは、個人の権利利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

イ 最高裁判例にも見られるとおり、非公開とするためには、通常他人に知られたくないというだけでは足りず、当該情報が公開されることによって当該個人の正当な利益が害されることを必要としており、また、そのことが客観的に明らかでなければならない。

ウ 解剖等は行政行為であり、執刀医に対する対価及び報酬は議会によって承認された予算から支出されるため、条例第 7条第 1項第 1号に該当したとしても、同号ただし書ア及びイの両方に該当する。

(2) 本件行政文書を廃棄したと示す情報並びに保存期間、分類等に関する情報も対象に含めている。

(3) 監察医制度が現存する東京23区、大阪市、名古屋市、横浜市及び神戸市のうち、東京都、大阪府及び兵庫県は、本件行政文書に相当する情報を公開している。

(4) 行政解剖が公衆衛生向上の観点から死因を特定するための原因を探すことを目的としているから、本件行政文書は、公益性が極めて高い文書であると言える。

- (5) 実施機関が条例第 7 条第 1 項第 7 号を非公開理由に含めていないとおりに、実施機関の内規や契約は、条例に優越しないため、条例の規定を拘束しない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

実施機関は、愛知県（以下「県」という。）と締結した「調査法解剖、承諾解剖及び監察医解剖に伴う各種検査」についての契約（以下「本件契約」という。）に基づき、警察からの依頼を受け、各種検査を実施している。

そして、検査担当者が検査を行い、検査が終了したときは、検査結果報告書を検査依頼した警察署長に提出することとされている。

本件行政文書は、本件契約により県からの依頼に基づいて行われる解剖のうち、監察医解剖に伴う各種検査であって、かつ、薬物中毒により死亡した者等の検査結果である。

2 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性について

(1) 本件行政文書は、監察医解剖に伴う検査に係る検査結果及び所見であって、通常他人に知られたくない情報であると認められる。

(2) 判断にあたっては、カルテの情報公開請求に係る取扱いが参考になると思料される所、平成16年12月22日付け香川県情報公開審査会答申第 309 号において、カルテについては、非公開とされるべきであると判断されている。

3 本件契約に基づく個人情報の保護

当該契約書には、本件契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについて、個人情報取扱特記事項が定められており、第三者への提供の禁止として、実施機関は県の承認なしに当該個人情報を第三者に提供してはならないとされている。

第 5 審査会の判断

1 争点

以下の 2 点が争点となっている。

(1) 本件行政文書が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否か。（以下「争点①」という。）

(2) 本件行政文書以外に、請求の対象となる行政文書が存在するか否か。(以下「争点②」という。)

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

(1) 本件行政文書は、実施機関が県警察本部長と締結した本件契約に基づき、実施機関の受託業務として行った検査に係る報告書である。

(2) 当該報告書は、本件契約第 3条の規定により、監察医解剖した死体を取り扱った警察署長からの依頼に基づき、解剖に伴う各種検査を実施機関の法医学分野に所属の教員である検査担当者が行い、本件契約第 5条に基づき同検査担当者が提出しているものである。

(3) 本件行政文書には、通知日、検査を依頼した警察署長名、検査依頼を受けた文書番号を含む本文、解剖年月日、剖検番号、被剖検者の性別・年齢、検査年月日(以下「本件情報①」という。)、検査結果(以下「本件情報②」という。)及び報告者の所属が記載されている。

4 争点①について

まず、本件行政文書が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号について

ア 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたいと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

イ ただし、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は非公開情報に該当しないが、当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該情報は非公開情報に該当するとしている。

また、当該個人が、実施機関が行う事務又は事業で予算の執行を伴うものの相手方である場合において、当該情報がこの条例の目的に即し公にすることが特に必要であるものとして市長が定める情報に該当するときは、当該情報のうち、当該相手方の役職及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分を公開することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該情報は非公開情報に該当するとしている。

ウ 特定の個人が識別され得る情報とは、特定の個人が明らかになる情報をいい、氏名、住所等により特定の個人が直接識別できる場合だけでなく、同号において他の情報と照合することにより、特定の個人が識別できることとなるものを含むと定められている。

エ そして、同号に規定する他の情報の範囲としては、通常、公知の情報や、一般に入手可能な情報か否かで判断するところ、内容や性質によって特段の配慮を要する情報については、関係者等が知り得る情報についても、他の情報に含まれると判断すべきであると考える。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 1 号本文該当性

ア 本件情報①について

(ア) 本件行政文書は、薬物中毒により死亡した者等の検査報告書という特段の配慮を要する文書であることが認められる。

また、本件行政文書は、本件契約により行われた各種検査のうち、監察医解剖に伴う検査に関する行政文書という限定された条件で特定された文書である。

(イ) したがって、本件情報①を公開することにより、当該検査に関わった関係者、被剖検者の親族、知人等が知り得る情報と照合することで、被剖検者である特定の個人を識別し得る情報であると認められる。

(ウ) また、本件情報①は、監察医解剖を受けた被剖検者固有の情報であることから、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであると認められる。

イ 本件情報②について

(ア) 当審査会において本件情報②を見分したところ、被剖検者の所見内容が詳細に分かるものであり、当該被剖検者の身体等に関して具体的な内容を有していることが認められた。

(イ) したがって、本件情報②は、被剖検者個人の身体等に直接関わる機微にわたる私的な情報であり、特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

ウ 報告者の所属及び記載項目の標題（以下これらを「本件情報③」という。）について

(ア) 本件情報①及び本件情報②を除いた本件情報③については、特定の個人が識別され得るものであるとは認められないが、単なる様式を公開することと実質的に異なるところはなく、請求者の求める有意な情報ではないことから、本件情報③のみを公開することは、一部公開する意義が乏しく、条例第 7 条第 2 項が適用される事例に該当しないと認められる。

(イ) したがって、本件情報③は、本件行政文書において一体のもののみなされると認められる。

エ したがって、本件情報①、本件情報②及び本件情報③は、いずれも条例第 7 条第 1 項第 1 号本文に該当すると認められる。

(3) 条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書該当性

ア 次に、異議申立人は、上記第 3 2(1) ウのとおり主張していることから、本件行政文書に記載されている情報が公務員等の職務の遂行に係る情報及び予算の執行の内容に係る情報に該当するか否かを検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、公務員等の個人情報 は記載されておらず、また、本件行政文書に記載されている情報は、

条例の目的に即し公にすることが特に必要であるものとして市長が定める情報（条例に基づく告示（平成12年 4月 1日告示第 125号）で定める交際費の支出及び食糧費の支出を伴うもの）ではないことが認められる。

ウ したがって、条例第 7条第 1項第 1号ただし書には該当しないと認められる。

5 争点②について

(1) 次に、異議申立人は、上記第 3 2(2) のとおり、本件行政文書を廃棄したと示す情報並びに保存期間、分類等に関する情報を特定すべきであると主張するので、本件行政文書以外に本件公開請求の対象となる行政文書が存在するか否かを判断する。

ア 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

(ア) 実施機関においては、平成24年度以前から監察医務を実施しているものの、平成25年度より本件契約を締結していることから、平成24年度以前の監察医務に係る文書については、大学の受託業務として実施しておらず、実施機関において業務上作成し又は取得した文書には該当しないことが認められる。

(イ) また、平成25年 4月 1日から本件公開請求日時点までの監察医解剖に伴う各種検査に関する文書は、廃棄しておらず全て保存している。

イ 以上のことから、本件公開請求の時点においては、特定した行政文書以外に対象となる行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

6 異議申立人によるその他主張について

(1) 他の自治体での公開について

ア 異議申立人は、上記第 3 2(3) のとおり、他の自治体で本件行政文書に相当する情報を公開していると主張している。

イ しかしながら、実施機関は、本件契約に基づき各種検査を実施し、その検査報告書を検査依頼した警察署長に提出しているにすぎないことから、他都府県が作成しているような統計データの作成及び公開を行う立場ではない。

(2) 条例第 8条該当性について

ア 本条は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されていても、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により公開することができることを定めたものである。

イ 異議申立人は、上記第 3 2(4) のとおり公益性が高い文書であると主張している。

ウ しかしながら、本件行政文書が非公開情報に該当するか否かは、争点①で判断したとおりであり、また、他都府県が作成しているような統計データについて、その作成は義務付けられておらず、県が監察医務に係る統計データの作成を行っていないことに鑑みると、本件行政文書を公にすることについて、これを非公開とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められない。

エ したがって、本件行政文書は、条例第 8条に該当するとは認められない。

(3) 県との本件契約に基づく個人情報の保護について

ア 実施機関が、上記第 4 3のとおり、本件契約に基づき、県の承認なしに本件行政文書に記載された個人情報を第三者に提供することはできないとする主張に対し、異議申立人は上記第 3 2(5) のとおり、実施機関は非公開理由に条例第 7条第 1項第 7号を含めていないと主張している。

イ しかしながら、本件行政文書が非公開情報に該当するか否かは、争点①において判断したものであり、本件契約の個人情報取扱特記事項を基に判断したものではない。

(4) その他の主張について

なお、異議申立人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の非公開情報該当性については、上記において述べたとおりであるから、異議申立人のその他の主張は、審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年11月 4日	諮問書の受理
12月10日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成27年 1月16日	実施機関の弁明意見書を受理
2月 9日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳 述申出書を提出するよう通知
4月 6日	異議申立人の反論意見書を受理
平成30年 6月21日 (第 9回 第 1小委員会)	調査審議
7月27日 (第10回 第 1小委員会)	調査審議
10月25日 (第11回 第 1小委員会)	調査審議
12月13日 (第13回 第 1小委員会)	調査審議
平成31年 3月22日 (第15回 第 1小委員会)	調査審議
令和元年 6月10日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久